

# 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する取扱要領【概略】

R5.1.25 滋賀県 土木交通部 流域政策局 河川・港湾室

## 1 目的外使用許可を受けられる者等を拡大します。(下線が今回、目的外使用許可を受けられる者等として新たに位置付けたもの)

【公共】	【公共以外】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国</li> <li>・都道府県</li> <li>・市区町村</li> <li>・<u>地方自治法上の組合等</u></li> <li>・県が設置する地方公社、独立行政法人、公益財団法人、公益社団法人等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県と密接な関係を有する法人</u></li> <li>・<u>高速道路株式会社、水資源機構等</u></li> <li>・<u>交通事業者、インフラ事業者</u></li> <li>・<u>商工会議所、商工会等</u></li> <li>・<u>まちづくりの推進を図る活動を主たる目的とする法人等</u></li> <li>・<u>観光振興を主たる目的とする法人等</u></li> <li>・<u>港湾における指定管理者（市による指定管理者含む）</u></li> <li>・<u>県が後援する事業を主催する者（＝後援名義使用承認を受けた者）</u></li> <li>・<u>管路または電線路を設置しようとする公共港湾施設に隣接する土地の所有者等</u></li> <li>・<u>工事または撮影のため一時的に公共港湾施設（土地に限る。）を使用しようとする者</u></li> <li>・その他、<u>国・県等の認可等を受け公益的事業を行う者</u></li> </ul>

## 2 目的外使用許可を受けてできることを拡大します。

【公共】	【公共以外】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止行為以外、制限しません。</li> <li>・<u>国・県・公共港湾施設所在の市</u>（大津港：大津市、彦根港：彦根市、長浜港および竹生島港：長浜市）は、<u>土地の包括使用許可を受けることも可能とします。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 港湾の利用の促進に資するもの</li> <li>(2) 港湾または周辺地域のにぎわいの創出に資するもの</li> <li>(3) 港湾、琵琶湖または周辺地域の清掃を目的とするもの</li> <li>(4) 前3号のいずれかに該当するものの試行的なもののいずれかに該当するとき、目的外使用を許可します。</li> </ul>

### <禁止行為> 禁止行為はできません。

- ・他の使用者の使用を著しく制限するおそれのある行為
- ・著しく人が密集し、または周囲に危険を生じさせるおそれのある行為
- ・周辺住民の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為
- ・特定の宗教団体またはその関係団体に係る宗教上の行為
- ・特定の政治団体またはその関係団体による街宣活動等または公職選挙の特定の候補者の支援等を目的とした集会  
(※公職選挙法に基づく選挙運動または選挙運動期間中における政治活動のために行うものはOK)
- ・専ら特定の法人もしくは団体の構成員または会員等のみを対象とした行事等
- ・特定の法人または団体の構成員による専ら営利目的の活動
- ・小屋またはテント等を用いた宿泊
- ・他人を宿泊させること
- ・公の秩序または善良の風俗に反する行為

## 3 火気の使用を解禁します。

- ・コンクリート構造物、砂地、砕石敷地の上に限って火気の使用を認めます。なお、芝生上などは不可です。
- ・使用を認める火気は、以下に明示しているものです。記載の無いものは使えません。  
(認めない例：地面で直接火を焚く、やぐらを組んで火を焚く、露店以外でのBBQ、花火)

認めるもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>①たき火をすること（たき火台を使用）</li> <li>②かがり火をたくこと（かがり火台を使用）</li> <li>③調理器具（ガスコンロ、炭火コンロ、あぶりバーナー等）の使用</li> <li>④火を用いた照明の使用（あんどん、しょく台、ちょうちん等）</li> <li>⑤着火器具の使用</li> <li>⑥火振り祭り等の伝統行事における火の使用</li> <li>⑦大道芸における火の使用</li> </ul>